

第10回全国銀行大会における総裁講演要旨

本日茲に第10回全国銀行大会が開催せられるに当りまして、最近の経済金融に関し所見の一端を述べる機会を得ましたことは、私の最も欣幸とする所であります。

1. 内外経済情勢の動向

最近における内外経済情勢は、比較的順調な経過を辿っていると思われるのであります。まず国際経済の動向を見ますに、世界の主要国はここ数年来何れも顕著な経済拡大を続けてまいつたのであります。しかしながら最近におきましてはその行き過ぎと反動を警戒して、金融引締めを中心とした緊縮政策を実施しておりますので、本年の国際経済は昨年程の拡大を期待することは困難であろうと存じます。尚この間、貿易の自由化・為替の正常化が漸進的ながら進行している事実は、今後わが国の金融政策を考えます場合、看過し得ないところであります。

ひるがえつて国内経済情勢を大観しますに、輸出の増加・国際収支の黒字を主たる原因と致しまして、表面的にはこれまた順調な拡大の過程を辿っているように見受けられるのであります。すなわち生産・売上・所得等、経済の主要な指標は、何れも相当増加しておるのであります。また消費水準はかなり上昇しておりますが、消費性向は安定的な傾向を示しており、貯蓄の増加も見べきものがあります。金融も嘗てない緩慢状況を呈し、市中金利も低下致しております。

しかしながらこのように表面順調な動きを示しておるにも拘らず、その背後には、種々の問題が存在していることも、否定できないところであります。すなわちわが国の外貨保有高は表面上相当の増加を示しておりますが、その反面对外債務もかなり増加致しましたので、実質的に蓄積された外貨、即ち保有外貨の正味残高は左程増加していないのであります。また最近の国際収支の好調が為替管理の庇護のもとにあると言う事実も忘れてならないと思うのであります。次に物価の動向をみますと、海外高を反映した一部商品価格を別に

いたしましても、尚且つ一般的に強含みでありますことは、警戒を要するところであります。更に最近迄のところ、企業一般の投資態度は概ね堅実であつたと認められるのであります。金融機関の貸出態度が緩和しつつあるやに窺われます今日におきましては、投資動向に付ても注意を払う必要があろうかと存じます。

今後の見透しといたしましては、投資の増加を中心に、内需はかなりの増加を示すものと思われまますし、賠償の実行が愈々始まること等を考え合せますと、物価並びに国際収支の先行につきまして、安易に楽観するわけにはまいらないのであります。従いまして、将来の輸出競争力を培養するための投資が確保さるべきであることは申す迄もありませんが、積極的に景気を推進すべき情勢とは考えられないのでありまして、寧ろ物価を中心として経済の動向に対し慎重な注意を払うと同時に、情勢に応じて行き過ぎを調整し得るよう弾力的な対策をとる必要があると判断されるのであります。政府並びに企業一般におかれましても、投資が経済動向を左右する重要な要因であることに鑑み、その実施にあつては、物価状勢その他を十分勘案していただきたいと存じます。

2. 金融政策の基本方向

右に述べた内外経済情勢の動向に鑑みまして、今後における金融政策の基調が、健全な経済拡大の基盤としての通貨価値安定の堅持におかれるべきことは、申すまでもないところで存じます。この点に関連して私が申し上げたいのは、我が国の経済界特に金融界が全体として、世界の大勢に遅れることのないよう配慮する必要のあることであります。今後貿易の自由化・為替の正常化が進行するに伴い、金融政策の重要性が加わるものと思われるのでありますから、われわれ金融機関は一段とその責任の重大なるを自覚し、この事態に対処して遺憾なきを期せねばなりません。要するに、経済情勢の変化に即応して、適時適切に弾力的な金融政策を行い得るようなもろもろの体制を整備

することが、目下の急務であると考えられるのであります。

3. 金融政策の諸問題

〔市場操作〕

昨年秋以来日本銀行の貸出が急激に減少しましたのに伴い、金融の調節は主として、日本銀行が引受けた政府短期証券の売却によつて行つてまいつたのであります。今般政府短期証券の公募方式が採用されることになりましたが、これは従前の方式を漸次本格的な公開市場操作に進展せしめるための第一歩であります。すなわち今後は公募を通じて短期証券の一般消化を促進し、短期証券の売買市場を育成すること等によつて、公開市場における操作が行えるように致したいと思つております。

〔支払準備制度〕

次に支払準備制度は、金融機関の支払準備の増減を齎し得るだけでなく、信用供与の限度そのものを調整し得る力を有するものであり、またこの制度の存在によつて市場操作なり割引政策なりを、より有効に活用し得るという意味におきまして、金融政策を行う上に極めて重要な制度であると考えるのであります。何れ金融制度調査会において、この問題は慎重に検討されることと思ひますが、この際金融機関としては、本制度の有無に拘わらず、自主的に支払準備の充実に努力されることが必要と存じます。なおこの制度が実施されるような場合におきましても、金融の実情に即した無理のない措置を講ずべきことは申す迄もないところであります。

〔為替の正常化〕

更に為替の問題に付て所見を申し述べたいと存じます。最近外貨予算における自動承認制の枠の拡大・LUAの廃止・オープン勘定の整理等、貿易の自由化・為替の正常化の措置が、或る程度実施されつつあります。しかし欧米諸国の状況に比べますと、尚著しく立ち遅れていることは、否定し得ない所でありまして、今後はこの方向に一層進まなければならないと考えるのであります。特に為替銀行は、為替業務の運営上政府資金にすくなくならず依存しておりますが、之は極力自己調達するように努力すべきでありませう。また為替

相場の決定方法・為替金融のあり方等に付ても、検討を要するものがあると存するのであります。

4. 銀行に対する要望事項

次にこの機会において2、3の希望を申し上げたいと思つております。

まず第一は資金の蓄積に格別の努力を払つていただきたいということでありまして、この点については、今更私が重ねて申し上げる必要はないと存するのではあります。今後物価の上昇を伴わずして経済の健全な発展を図るためには、貯蓄の増加に期待するところが最も大きいのでありまして、英国の如きも最近特に貯蓄増強に力を致すに至つたことは御承知の通りであります。

更に蓄積された資金の運用に付きましては、特に輸出の増加、生活必需品の増産に資する融資に重点をおき、いやしくも不急不要資金あるいは過剰投資乃至は投機思惑を助長するが如き資金の供給は、厳に自制せられるよう希望して止みません。これは銀行に課せられた大きな責任の一つでありまして、この責任が十分果たされることによつて始めて、銀行に対する社会的信認が勝ち得られることになると思つております。

次に不当な競争が金融界の信用と安定を害することは申す迄もないのでありますから、各位におかれてはお互の立場を一層尊重し合つていただきたいのであります。都市銀行、地方銀行あるいは又長期信用銀行に付きましては、それぞれ重点をおくべき分野が存しているのでありまして、各自その職分を守ることによつて、銀行全体としての社会的機能を円滑に遂行することが期待されるのであります。

この点に関連して、長期資金と短期資金の区別を明確に致す必要があると存じます。銀行に集積する資金の期限の長短に応じて、資金の運用の形態が制約をうけることは当然であります。更にまた本来社債買入れの形で供給すべき長期資金を、短期融通の形で行うが如きことは、融資を行う銀行も之を受くる企業も共に不健全に陥り悔を将来に残すものと思つております。

なお手形取引が戦後兎角乱れ勝ちのように見受けられますが、取引実体に沿わぬ融通手形等が多くなることは、経済界の安定を害する要因となる

のでありますから、銀行が手形を取扱われる場合には、この点に関し特に慎重な態度を以て臨みたいと存じます。

最後に今後金融の正常化が進行する過程におきましては、従来のような安易な収益の増加を期待することができないのは当然であります。銀行としては、資金コストを低下させるため、経営の合理化に特段の努力を払われていることと存ずるのでありますが、更にこの点を一層推し進めて戴き度いと存じます。

5. むすび

以上申し述べました所から明かなように、我が国経済の現況は表面的には一応順調な推移を辿つ

ておりますものの、これを仔細に検討してみますならば、今後共一段の努力を要する点が多いのであります。経済状況が表面的に好調の折には、兎角行き過ぎた楽観論が支配し易く、それに伴つて国民精神が弛緩し勝ちであります。もしこのような気分が左右されますならば、戦後十年漸くにして到達した通貨価値の安定と、その上に立つ健全な経済の発展という好ましい成果を、損う惧なしとしないのであります。われわれ金融に携わるものと致しましては、十分な良識を以てこの重大な事態に対処してまいりたいと存ずるのであります。(昭和31年6月11日)

米国における支払準備率操作

1. はしがき

起源的には預金者保護の手段として出発した支払準備制度が、今日では法定準備率を変更するという政策を通じ、金融引締乃至は緩和を図る金融政策の手段として、その重要性を認識されるに到っていることは度々指摘されているところである。西独、オランダをはじめ、近時多数の諸外国において本制度が採用され、法定準備率を可変的とし、中央銀行に準備率変更の権限を与えることが、一般的傾向となつているのも、支払準備制度が金融調整の手段として認識され且つ使用されていることを裏書するものである。

支払準備率変更のもつ金融政策としての機能は二つに大別される。第一は商業銀行全体の信用拡張可能限度の規制であり、第二は市中の過剰準備(excess reserve)の調整である。もとより前記二つの機能は、同時に併発的に発生するものである。しかし、その何れに重点を置いて準備率の変更が行われるかは、国により事情を異にするとともに、時々々の客観的金融情勢如何によつてもまた相異がみられる。ここでは米国の実例に付き検討し、金融政策の手段としての準備率操作がもつ、この二つの性格を明確にしたい。

2. 信用拡張可能限度の規制

(1) 信用創造と支払準備率規制の必要

個々の商業銀行は受入預金額(又は中央銀行よりの信用供与額)の範囲内でしか貸付又は証券投資(信用供与)をなし得ないことは言うまでもない。しかし個々の銀行にとつて妥当するこの公理も、銀行組織全体をとつてみれば必ずしも妥当しない。銀行組織全体としては当初の預金受入に数倍する信用供与をなすことができる。これは通常商業銀行の信用創造と言われる。支払準備率はこの信用創造の大きさ、正確には一定額の過剰準備(中央銀行への預け金のうち法定準備額を上回る額)に基き銀行組織全体として拡張し得る信用膨脹の可能限度を決定するものである。

一例を挙げよう。中央銀行の対市中銀行又は対政府の信用供与(貸出・公開市場買操作・政府証券の直接引受)、外貨の流入(米国の事例では金の流入)、又は現金通貨の還流によつて100単位の過剰準備が生じたとする。支払準備率を20%とすれば、各銀行が限度一杯迄の信用供与を行うものと仮定すれば、銀行組織全体としてはこの100単位の過剰準備を基として500単位迄の信用供与をなすことが可能である。支払準備率が25%に引上げられれば、信用供与可能額は400単位に減少し、逆に15%に引下げられれば、信用供与可能額は666単位に増加する(信用拡張比率は法定支払準備率の逆数である)。